

## 五戸町建設事業者等燃料等価格高騰対策支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町は、コロナ禍における燃料費・物価高騰の影響を受けている建設事業者等の町内事業者を支援するため、当該年度の予算の範囲内において、指定する事業を営業者に対し、五戸町建設事業者等燃料等価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象事業)

第2条 支援金の交付対象事業は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）で分類される次の各号に定めるものとする。

- (1) 建設業（日本標準産業分類 D）
- (2) 林業サービス業（日本標準産業分類 A024）

### (交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。ただし、前条第2号については、法人に限る。
- (2) 前条で定める交付対象事業を営む事業所を町内に有し、支援金申請時点で町内において交付対象事業の営業実態があり、支援金受給後も事業を継続する意思があること
- (3) 交付対象事業を営業者（法人にあっては、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (4) 申請日時点において納期限を迎えた町税に滞納がないこと
- (5) 五戸町運送事業者等燃料等価格高騰対策支援金交付要綱（令和4年五戸町告示第135号）の規定による支援金の交付を受けていない、又は受ける予定がないこと

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める場合は、交付することができる。

### (支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表1のとおりとする。

2 支援金の交付は、1事業者につき1回に限るものとする。

### (支援金の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする交付対象者は、令和5年2月28日までに、五戸町建設事業者等燃料等価格高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）に、別表2に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

### (支援金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めるときは、五戸町建設事業者等燃料等価格高騰対策支援金交付決定通知兼確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、支援金の交付の決定を受けた場合は、交付金の決定を取消することができる。

(支援金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により交付決定の取消しをした場合において、すでに支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和4年 五戸町告示第136号)

この要綱は、令和4年12月22日から施行する。

別表1（第4条関係） 1事業者あたりの支援金の額

区分		支援金の額
(1) 建設業	① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定される建設業許可を受けている事業者で、同法別表第1に規定される建設工事29種別のうち1つ以上がA級として令和4年度五戸町建設業者等級名簿（町内業者）に登載されている事業者	8万円
	② 建設業許可を受けている事業者	4万円
	③ 直近1年間の建設業に係る売上高50万円以上、かつ建設業に係る車両を有している事業者	2万円
(2) 林業サービス業を営む法人		5万円

複数の区分に該当している場合、最も高い支援金の額の区分とする。

別表2（第5条関係） 支援金の申請における添付書類

別表1の区分	添付書類
(1) ①	・現に建設業に係る許可を受けていることが分かる書類の写し
(1) ②	・現に建設業に係る許可を受けていることが分かる書類の写し
(1) ③	・直近1年間で建設業に係る売上高が50万円以上あることが確認できるもの ・建設業で用いる自己所有の車両の自動車検査証（車検証）の写し ただし、当該車両については、ナンバープレートの分類番号一桁目が、1、4、6、8、9、0のいずれかから始まるものに限る。
(2)	・林業に係る直近の確定申告書の控えの写し ・林業サービス業で用いる自己所有の車両の自動車検査証（車検証）の写し ただし、当該車両については、ナンバープレートの分類番号一桁目が、1、4、6、8、9、0のいずれかから始まるものに限る。

町長が必要と認めた場合は、その他の書類も添えて町長に提出する。